

防府市議会図書室委員会運営要綱

平成25年1月21日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市議会図書室規則（平成24年議会規則第1号）第2条第1項及び第2項の規定に基づく図書室委員会（以下「委員会」といいます。）及び委員会の委員について必要な事項を定めるものとします。

(委員会の委員等)

第2条 委員会の委員は、防府市議会議会改革推進協議会（以下「協議会」といいます。）の委員を充てるものとします。

2 委員会の委員長及び副委員長は、協議会の会長及び副会長とし、委員会の委員の任期は、協議会の委員の任期とします。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表します。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理します。

5 委員会は、必要に応じ、委員長が招集します。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、防府市議会図書室規則に定めるもののほか、次のとおりとします。

- (1) 図書の処理に関する事項
- (2) 各種資料の収集等に関する事項
- (3) その他議会図書室の運営に関する事項

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定めることができます。

附 則

この要綱は、平成25年1月21日から施行します。